

参考資料

平成20年度埼玉県清掃行政研究協議会調査研究事業
一般廃棄物会計基準検討部会

平成 20 年度 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援業務

実施報告書

平成 21 年 3 月

株式会社 三菱総合研究所

**平成 20 年度 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援業務
実施報告書**

目次

1. 説明会実施結果	1
2. 相談会（1回目）実施結果.....	5
3. 相談会（2回目）実施結果.....	8

【凡例】

各参加者からのご質問の回答について関連する公表資料名と掲載箇所を記した。

資料の正式名称などは以下のとおりである。

なお、資料は環境省のホームページで閲覧可能である。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html

基準	: 一般廃棄物会計基準
ツール	: 一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール
マニュアル	: 一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール入力・出力マニュアル
FAQ 基準	: 一般廃棄物会計基準等に関する FAQ（よくある質問集）
FAQ ツール	: 一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツールに関する FAQ（よくある質問集）
FAQ マニュアル	: 一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール入力・出力マニュアルに関する FAQ（よくある質問集）
基準等に記載なし	: 基準等の対象となる内容であるが、現時点では基準等に明示的に記載がない
該当箇所なし	: 基準等の対象外のため、基準等に記載がない

1. 説明会実施結果

①開催日時：2009年2月6日（金）13:00～15:00

②開催場所：埼玉会館 5階 5A会議室

③参加団体：鳩ヶ谷市、鴻巣市、東松山市、熊谷市、草加市

④事務局：埼玉県

⑤委託先：株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部 長谷川、西村

⑥説明内容：一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツールの使用方法に関する説明

⑦質疑応答内容：

・データ入力中は全てのエクセルファイルを同時に開いていなかったが、問題ないか。

→問題ないが、出力する時点では、リンクデータ更新をするために全てのファイルを同時に開く必要がある。

（マニュアル p.2 4. ファイルの操作）

・全てのファイルを同時に開くにはどのようにすればいいか。

→ファイルを全て選択し、右クリックから「開く」を選択する。

（該当箇所なし）

・ペットボトルを委託と直営で収集し、市の施設で資源化している。シート 2.においてどのように入力するか。

→収集運搬部門で委託と直営、資源化で直営に1を入力する。

（マニュアル p.7 2.作業の実施主体）

・今の質問に関連して、ペットボトルの異物分別残渣を焼却している場合は、どのように入力するか。

→中間処理の対象になるので、中間処理部門にも該当する処理形態（委託、直営など）に1を入力する。

（基準 p.33 図 2-1 中の⑭）

・燃やすごみを他市へ焼却委託している。埋立も含めて委託している。費用も焼却・埋立を一括して委託になる。

→委託先の市から焼却、埋立の費用を分解していただけるのであれば、また、埋立量などを教えていただけるのであれば、分けて入力する。

（基準等に記載なし）

- ・収集運搬部門の施設とは何が該当するのか。車庫などか。
 →ご理解のとおりである。
 (マニュアル p.22 5. 1 1)
- ・シート 6.2 において中間処理で破碎と焼却を両方している場合はどのように入力するか。
 →施設区分を 2 つに区分する。
 (FAQ ツール p.13 Q64)
- ・粗大ごみは委託業者が破碎し、可燃分と不燃分を分け、可燃分を他市に焼却・埋立委託している。どのように入力するか。量は把握している。
 →破碎と焼却それぞれ委託となる。金額は量で按分し、区分して入力する。
 (基準 p.31 2. 4. 2 3 項目目)
- ・公設民営で破碎しているがどのように入力するか。
 →直営として入力し、運営委託費は、特定の施設に係る物件費として入力する。
 (マニュアル p.7 2. 4 項目目 FAQ ツール p.15 Q73)
- ・シート 7.1 で同じ資源内容で 2 区分に入力されているが、どのような意味か。
 →同じ内容の委託が 2 通りの契約があるという理解になる。委託業者が異なる場合もあれば、委託業者は同一でも地域などで別契約になっていれば、委託区分を分ける必要がある。
 (基準 p.7 1. 1 1. 1. 1 4)
- ・焼却灰のスラグ化を他市に委託しているが、この場合の入力はどのようにすればよいか。
 →スラグ化は一般廃棄物会計基準では中間処理部門という整理になるので、焼却などとまとめて入力するのが基本となる。
 (基準 p.5 表 1-1)
- ・市としてはスラグ化を資源化と位置づけているが、整合はどのように理解すればよいか。
 →基準どおりでない自治体の状況に適合した別途の算定方法も否定はされないため、例外的な処理をしている旨を財務書類の注釈として明示し、スラグ化を資源化に位置づけることも可能である。
 (FAQ 基準 p.4 Q15)
- ・草加市では新しくリサイクルセンターを建設中で、支出は生じているが、財務書類作成上はどのような処理になるか。

→資産・負債一覧の建設仮勘定に該当する。

(基準 p.104 (1) 事業用資産 6 項目目)

- ・深谷市等と広域で処理しているが、実態調査では按分にて算出した量を回答している。別途実態に即した量を把握しているが、いずれの量を廃棄物会計の財務書類に記載したらいいのか迷っている。

→実態即した量がより適切である。

(基準等に記載なし)

- ・空白セルにメモなどを入力することは構わないか。

→むしろ、積極的に出典、按分方法などの情報を残す方が継続性が担保され望ましい。

(マニュアル p.2 6. 表3)

- ・最終処分場を所有・運営している。廃棄物種類が不明であるが、どのように対応すればよいか。

→「②その他ごみ」などで対応するのが現実的かと考える。

(基準等に記載なし)

- ・びん・カンを午前、ペットボトルを午後に収集している場合は、積載区分を分けて入力するのか。

→入力情報を分けることが可能であれば、分けて入力する方が望ましい。分けることが難しければ、1区分として入力せざるを得ない。

(基準 p.6 1. 1 1. 1. 6)

- ・組合への負担金と、単価×委託料とが異なる場合はどのように処理すればよいか。

→作業部門に含めず、分離する必要があるれば、管理部門で処理することなどの方法がある。

(基準等に記載なし)

- ・埋立終了後の土地に、ベレー施設が稼働している。また、過去の破碎施設の建物が市有としてあり、機械は委託業者が持ち込みで、委託先が業務を実施している。どのように入力すればよいか。

→建物を資産として計上し、委託は委託料として（あるいは、特定の施設に係る物件費として）処理する。

(マニュアル p.7 2. 4 項目目 FAQ ツール p.12 Q60)

- ・不燃物、容器包装について、民間委託し、市のストックヤードに集める。業者に破碎、積み込みなどを委託している。
→市が施設を所有しているという整理であれば、ツール上は直営扱いとし、委託料は特定の施設に係る物件費として入力する。
(マニュアル p.7 2. 4項目目 FAQ ツール p.12 Q60)
- ・埼玉県内では、セメント事業者があり、セメント原料化しているケースも多いが、どのように整理するか。
→基準に基づく財務書類を作成する場合は中間処理部門の経費として処理する。自治体の施策として資源化部門の経費として処理する必要がある場合は、資源化部門の経費として処理することも可能である。その場合は、その旨の注釈をつける。
(基準等に記載なし)

2. 相談会（1回目）実施結果

- ①開催日時：2009年2月13日（金）13:00～16:00
- ②開催場所：埼玉県庁第3庁舎3階 資源循環推進課 別室（301）
- ③参加団体：鴻巣市、東松山市、和光市
- ④事務局：埼玉県
- ⑤委託先：株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部 長谷川、西村
- ⑥実施内容：参加団体からの一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成に関する質問に回答
- ⑦質疑応答内容：

【鴻巣市】

- ・「燃やせないごみ」については、3ヶ所のストック場があるが、部門の整理はどのようになるか。

→今回のケースでは、ストック場以降が、委託中間処理事業者が運搬することもあり、中間処理部門とするか、収集運搬部門とするか、選択可能なケースである。今回のケースでは、ストック場までの収集運搬が全て委託なので、支援ツールの入力上は、中間処理部門として整理することで、入力が簡便になる。

（基準等に記載なし）

- ・シート 2.で粗大ごみに関して必要な入力箇所はどこか。なお、直営収集した後、一部事務組合に破碎委託している。

→収集運搬部門の直営と、中間処理部門の一部事務組合に入力する必要がある。

（マニュアル p.7 2.作業の実施主体）

- ・シート 2.において、カンは収集時にはアルミ、スチールを一括としているが、一括入力ではよいか。

→引渡時の量を把握していればその量で按分する。ビンも同様である。

（FAQ ツール p.3 Q12）

- ・燃やすごみの焼却残渣をセメント化しているが、資源化量（シート 3.）としてよいか。

→基準の基本的な考え方に従うならば、資源化量としては整理しない。

（基準 p.5 表 1-1）

【東松山市】

- ・セメント化は資源化か、中間処理か。

→基準の基本的な考え方に従えば、中間処理となる。

（基準 p.5 表 1-1）

- ・不法投棄の量・金額は原価計算に含めるか。
 →基準の基本的な考え方に従えば、含めない。行政コスト計算書の対象となる。
 (基準 p.15)
- ・近隣の自治体のごみを受入（焼却）している。金額も受け入れている。どのように整理するか。
 →安定的な契約に基づく場合は、焼却量は中間処理投入量として整理し、受入時の収入は管理部門の収入として整理する。受入量に変動が大きいなどの場合は、不法投棄と同様に原価計算書の対象とせず、行政コスト計算書（特別損失）の対象とする。
 (基準 p.15 表 1-2 (4のうちの4))
- ・ビン、カン、ペットボトルを一括で収集している。直接持込量が不明（燃やすごみ、燃やさないごみなどと合算値になる）。どのように入力するか。量は収集量に比べれば、少ない。
 →収集量に比べれば少ないとのことなので、把握できない現状では、入力対象外とする。
 (基準等に記載なし)
- ・プラスチック製容器包装の分別は、中間処理部門か、資源化部門か。分別後の残渣を直営で焼却している。どのような部門区分になるか。
 →分別は資源化部門、残渣の焼却は中間処理部門（直営）となる。シート 3.にも該当量を入力する必要がある。
 (基準 p.5 表 1-1)
- ・シート 3.では、資源化量として、できあがりの量を入力しているが、問題ないか。
 →例えば、委託の場合は、資源化部門の委託業者への渡している量を入力する。
 (マニュアル p.9(5)(6))
- ・車両の想定耐用年数はどのように考えればよいか。
 →購入時に計画していた耐用年数があれば、それを入力する。
 (基準 p.36 2. 4. 3. 2)
- ・不法投棄廃棄物の回収のみに使用する軽トラはどのように入力するか。
 →不法投棄廃棄物の回収に係る収集運搬の車両としては入力しない。
 (基準 p.34 2. 4. 3 5項目目)
- ・ビン、カンの再資源化を委託している。ビン、カンの夾雑物としてペットボトルが含ま

れるが、これは、ペットボトルの再資源化の委託と考えるか。

→これは、ペットボトルは委託の対象と考えないのが適切である。

(基準等に記載なし)

・⑭～⑰は、回収費用を支払い、売り払い額は受け取っている。どのように整理するか。

→回収費用は収集運搬部門（委託）として整理し、売り払い額は売り払い量とともにシート 4. に入力する。

(基準等に記載なし)

・蛍光管をリサイクル業者に送る前に破碎しているが、これは、中間処理部門か、資源化部門か。

→中間処理部門として扱う。

(FAQ 基準 p.4 Q13、p.5 Q17、p.7 Q28)

【和光市】

・支援ツールのファイル名を変更したが問題ないか。

→ファイル名を変更すると、ファイル間のリンクが切れるので、ファイル名は変更しないでください。ファイル間リンクが切れた場合は、正しく修正する必要があります。

(該当箇所なし)

・リサイクル原料として引き渡した量は、資源化量か。

→ご指摘の量は資源化量ではない。資源化とは、リサイクル原料として引き渡すことを主たる目的とする作業（分別、圧縮、梱包など）が該当する。

・委託業者が、収集運搬してそのまま引き取ってもらう形態の契約の場合は、シート 4. の対象になるか。

→シート 4. の対象にはならない。収集運搬部門 委託の対象となる。売り払い額が区分できれば、収集運搬部門 委託と引渡量とにそれぞれ入力する。

(基準等に記載なし)

・毎年実施する施設の修繕は、追加投資の対象になるか。

→毎年、定期的にも実施するものであれば物件費（費用）として扱う。

(基準 p.35 2. 4. 3. 2 3 項目目)

3. 相談会（2回目）実施結果

- ①開催日時：2009年2月17日（木）13:00～16:00
- ②開催場所：埼玉県庁第3庁舎3階 資源循環推進課 別室（301）
- ③参加団体：草加市、熊谷市、川越市、桶川市、彩北広域清掃組合、小川地区衛生組合
- ④事務局：埼玉県
- ⑤委託先：株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部 長谷川、西村
- ⑥実施内容：参加団体からの一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成に関する質問に回答
- ⑦質疑応答内容：

【熊谷市】

- ・燃やさないごみ、粗大ごみは中間処理を一部事務組合に委託し、最終処分まで一括で取り扱ってもらっている。シート2.では、最終処分場に「1」を入力する必要があるか。なお、一部事務組合の負担金のうち、処理分と処分分は区分することはできない。
→費用を区分できないのであれば、最終処分部門のシートで入力できないので、「1」を入力する必要はない。
(基準等に記載なし)
- ・廃乾電池、廃蛍光管、鏡の有害ごみはいずれの品目区分になるか。また、中間処理か、資源化か。
→㊸其他のごみとなる。また、部門は中間処理となる。
(FAQ 基準 p.4 Q13、p.7 Q28)
- ・カンはアルミ、スチールを混合で、ビンは色で区分せずに混合で、収集している。シート3.においてはどのように入力すればよいか。
→引渡量などを把握していれば、その量で按分することで量を把握する。按分処理ができなければ、便宜的に、カンはアルミ缶で、ビンは無色のガラス製容器に一括して入力する。区分しない入力とする場合は、以降のシートも全て一括入力する。なお、シート2.でも、カンはアルミ缶で、無色・茶色・その他色のビンは無色びんで代表して「1」を入力することになる。
(FAQ ツール p.3 Q12)
- ・燃やすごみは、中間処理は組合で焼却、残渣を一部引き取って市の直営埋立処分場に埋め立てている。シート3.ではどのように入力するか。
→焼却残渣については総量を入力する。品目別の焼却残渣埋立量は焼却量で按分される。
(マニュアル p.9 (5))

- ・カンなどの有価物の一部は、一部事務組合が売却している。シート 4. の入力対象になるか。

→ご質問のケースでは、入力対象にはならない。市が直接扱っている量・額のみが入力の対象となる。

(基準等に記載なし)
- ・有害ごみ (㊹その他ごみ) の資源化は、シート 3. の入力対象になるか。

→シート 3. の入力対象にはなりません。中間処理なのでシート 6 シリーズの入力対象になる。

(FAQ p.4 Q13)
- ・(草加市)「プレスパッカー」と呼んでいる車両があるが、プレス車か、パッカー車か。なお、車両内でプレスしている。

→内容から判断するとプレス車である。

(マニュアル p.15 (3)利用車種)
- ・(草加市) 学校給食の牛乳パックのみ紙製容器包装として回収している。入力対象となるか。

→入力対象になる。

(マニュアル p.8 3. (2) 2項目目)
- ・シート 5.4 の出動回数は、1 台あたりの回数か。

→市全体の回数を入力する。

(マニュアル p.16 5. 4(1))
- ・中間処理施設の一角に市の施設がある場合は、事業費は入力する必要があるか。

→市の所有であれば、事業費入力対象とする。

(基準等に記載なし)
- ・施設の耐用年数を想定できないが、どのように設定すればよいか。

→大蔵省令によって設定する。

(マニュアル 参考資料)
- ・燃やさないごみ、粗大ごみの中間処理、資源ごみ数種類の資源化を一括して組合に委託しているが、中間処理と資源化の費用の区分についてどのように考えればよいか。

→組合に問い合わせ、費用を区分できればそれが最も適切である。それが難しければ、

量で按分する。それも難しければ、入力 of 便宜上、例えば、一括して資源化に入力し、作成された財務書類を読み取る際には、入力方法について留意する。

(基準等に記載なし)

- ・(彩北) 段ボールと古紙の分別を行い、分別後の段ボールと古紙を行田市に無償で引き渡している。どのように入力するか。

→分別の作業は、組合が行っているとのことなので、資源化・直営としてシート2. に「1」を入力、引渡数量に入力となる。

(基準等に記載なし)

- ・収集運搬の事務員は、収集運搬部門の人件費で扱うか、管理部門の人件費で扱うか。

→収集運搬部門の人件費として扱う。

(マニュアル p.21 5. 10(1)4項目目)

- ・(彩北) 一部事務組合の議会に関する費用はどのように扱うか。

→行政コスト計算書の経常業務費用とする。

(基準 p.93 3. 4. 3. 1 経常業務費用)

- ・閉鎖した最終処分場、閉鎖した処理施設に係る費用はどのように扱うか。

→行政コスト計算書の経常業務費用とする。

(基準 p.93 3. 4. 3. 1 経常業務費用)

【草加市】

- ・古着(古布)は、拠点回収で業者が無償で持って行く。拠点では資産は持たず、費用も発生していない。どのような扱いになるか。

→特に入力する必要はない。

(基準等に記載なし)

- ・(彩北) 資源物の分別後可燃残渣を市から受け入れている。この残渣は品目区分する必要があるか。

→可能であれば、区分する。

(マニュアル ツール p.2 Q10)

- ・(川越) カン、ビンの残渣を焼却し、焼却残渣を太平洋セメントへ引き渡している。太平洋セメントへの引き渡しは、中間処理の委託に当たるか。

→支援ツール利用上は、中間処理委託には当たらない。焼却施設 of 特定の施設に係る物

件費として入力する。

(FAQ ツール p.12 Q60)

- ・(川越) シート 5.4 に入力する出動回数は、延べ出動回数という理解でよろしいか。

→ご理解のとおりである。

(マニュアル p.16 5. 4(1))

- ・(川越) シート 5.8 は減価償却中の車両、シート 5.9 は全車両を対象として入力するという理解でよろしいか。

→ご理解のとおりである。

(FAQ ツール p.8 Q39)

【その他】

- ・(彩北) 事業費の内訳割合については、機械の設置に関する費用も機械の費用に含めるか。

→含める。なお、環境アセスメント費用も同様である。

(基準 p.11 表 1-2 (4のうちの2))

- ・(彩北) 地元対策費用はどのように扱うか。

→行政コスト計算書の注記の地元還元施設に係る費用の欄に入力いただくのが、支援ツールを利用する場合には適切である。

(FAQ 基準 p.11 Q41)

- ・(彩北) 少数入力はあるか。

→可能である。なお、支援ツールの中では、少数のまま算定が進む。

(該当箇所なし)

平成 20 年度 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援業務
実施報告書

平成 21 年 3 月
株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 6 号
環境・エネルギー研究本部
電話：03-3277-0546 FAX：03-3277-0512
(担当：長谷川 健、西村 留美)

埼玉県清掃行政研究協議会
第2回一般廃棄物会計基準検討部会 財務書類作成支援ツール説明会

一般廃棄物会計基準について

～財務書類作成の意義と実務～

平成20年11月13日

 株式会社 三菱総合研究所

環境・エネルギー研究本部
主任研究員 長谷川 健

本日の目的

- 財務書類を作成する意義を理解する
- 財務書類を作成する必要知識を得る

ポイント：基準に基づく財務書類作成の意義 ～メンバーの皆様の皆様の問題意識・疑問～

- 従来方式の算定では不十分なのか？
 - －従来方式で目的が達成されているならば、従来方式でも問題ない。
(全都清方式、独自方式など)
 - －情報の利用方法に照らして、必要とされる情報の質・量は変化する。
 - －今後、基準参加自治体が増えた場合に、情報交換の可能性

- 全都清方式との相違点は？ (参考出典：生活と環境 5月号 pp.86-88)
 - ①減価償却費 (残存価額)
 - ②国庫補助金等の扱い
 - ③部門区分
 - ④品目別算定
 - ⑤収入項目の控除
 - ⑥作成書類

- どこから手をつけるか？
 - －まず、原価計算書だけでも (参考：本資料 p.32)
 - －資料一式をダウンロード (検索エンジンで「一般廃棄物会計基準」)
 - －部門別 (収運/処理/処分/資源化/管理) の流れを委託・直営で整理
 - －不明点があれば、環境省 普及啓発事業の活用

ポイント：財務書類作成のために必要なもの

- 一般廃棄物処理行政の現場に関する知識
異動直後でなければ問題なし
- エクセルの知識
基本的な知識で十分
不明点は、勉強するより、周りの方に教えてもらう方が早い
- 会計の知識
企業会計や新公会計制度の基本的な部分だけで十分
- 財務書類作成の必要性
少なくとも現時点では義務化はされていませんが、、、、

本日の講演内容

1. 一般廃棄物会計基準とは
2. 一般廃棄物会計基準の考え方
3. 一般廃棄物会計基準の実務
4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成
5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

1. 一般廃棄物会計基準とは

～策定の背景～

■ 廃棄物処理法に基づく基本方針の改正(平成17年5月)

地方公共団体の役割・国の役割

- [1] 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図るものとする。
- [2] コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- [3] また、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、**一般廃棄物処理の有料化の推進**を図るべきである。



国においては、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて、地方公共団体の取組の支援に努める。

- コスト分析の対象となる費目の定義
- 共通経費等の配賦方法
- 減価償却方法

財務書類は、地方公共団体が自らの判断と責任で作成。
基準は地方自治法 第245条の4 第1項の規定に基づく
技術的助言という位置づけ

1. 一般廃棄物会計基準とは ～一般廃棄物会計の意義・目的～

- 一般廃棄物会計基準の意義
「一般廃棄物会計基準」とは、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示すもので、自治体が一般廃棄物処理事業の財務面について現状把握を行う際に用いられる。

- 廃棄物会計基準の目的
 - ①外部公表目的
 - 一般廃棄物会計基準に従って作成した一般廃棄物処理事業の財務諸表を公表することで社会に対する説明責任を果たす。
 - ②内部管理目的
 - 一般廃棄物会計を一般廃棄物処理事業の管理ツールとして利用することによって、一般廃棄物処理事業の効率化を図る。

1. 一般廃棄物会計基準とは ～一般廃棄物会計の構成～

- 原価計算書
（一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書）
- 行政コスト計算書
（一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書）
- 資産・負債一覧
（一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧）

※企業会計においては「貸借対照表」であるが、単式簿記をベースとして作成される貸借対照表では、資産と負債の差額を機械的に純資産とすることになり、本質的な意味がないため「資産・負債一覧」とした。

1. 一般廃棄物会計基準について

～原価計算書～

- 市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集運搬、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもの。
- 一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。
- 原価は、部門ごとに、部門取扱量あたりの費用で表現する。
- 収入（指定袋等の販売収入、手数料収入、売電収入など）は、参考として示す。
- 別紙では、年間額、取扱量などを廃棄物・資源物の種類ごと、部門ごと

【原価計算書の書式】

	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	合計
収集運搬部門原価 (円/kg-収集運搬量)				
中間処理部門原価 (円/kg-中間処理投入量)				
最終処分部門原価 (円/kg-最終処分投入量)				
資源化部門原価 (円/kg-資源化投入量)				

<原価>

収集運搬部門費 (円/年)				
中間処理部門費 (円/年)				
最終処分部門費 (円/年)				
資源化部門費 (円/年)				
作業部門費合計 (円/年)				
管理部門費 (円/年)				
費用合計 (円/年)				

[参考]
<費用>

収益合計 (円/年)				
---------------	--	--	--	--

[参考]
<収益>

1. 一般廃棄物会計基準とは ～行政コスト計算書～

- 市町村が行う「一般廃棄物処理（原価計算書の対象）」を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。
- 「原価計算書」では、計画策定、広報・普及啓発に係る費用、特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失などを算定対象としていないが、「行政コスト計算書」では対象とする。

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

(2006年4月1日～2007年3月31日)

(単位:円)

(1) 経常費用

経常業務費用

<収集運搬部門>

大項目	小項目	金額
①人件費		0
②物件費		

大項目	小項目	金額
委託料もしくは組合負担金		
車両に係る物件費		
施設に係る物件費		
車両・施設以外に係る物件費のうち特		
その他共通の物件費		
③経費		

大項目	小項目	金額
①人件費		12,875,708
②物件費		4,498,830
③経費		0
④その他費用		571,578
	広報・普及啓発に係る費用	432,978
	リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用	0
	不法投棄防止対策に係る費用	138,600
	合計	17,946,116

<中間処理部門>

大項目	小項目	金額
①人件費		
②物件費		
委託料もしくは組合負担金		
施設に係る物件費		
その他共通の物件費		
③経費		

<その他>

大項目	小項目	金額
その他費用		0
		0
		0
		0
		0
		0

<最終処分部門>

大項目	小項目	金額
①人件費		
②物件費		
委託料もしくは組合負担金		
施設に係る物件費		
その他共通の物件費		
③経費		

経常移転支出

大項目	金額
①扶助費等支出	0
②補助金等支出	5,906,557
③その他の経常移転支出	0
合計	5,906,557

<資源化部門>

大項目	小項目	金額
①人件費		
②物件費		
委託料もしくは組合負担金		
施設に係る物件費		
その他共通の物件費		
③経費		

経常費用合計(総行政コスト)

合計	918,380,514
----	-------------

(2) 特別損失

大項目	小項目	金額
特別損失		0
		0
		0
		0
		0
		0

(3) 経常収益
経常業務収益

大項目		小項目	
①業務収益			35,334,755
	自己収入	24,059,400	
	その他の業務収益	11,275,355	

※注記

②業務外収益			
	受取利息等		
	その他の業務外収益		

経常移転収入

大項目			
経常移転収入			

その他収益

大項目			
その他収益			

経常収益合計

--	--	--	--

大項目	小項目		
施設解体引当金繰入額		30,000,000	30,000,000
	資産・負債一覧からの算定額	0	
		0	
		0	
最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額		100,000,000	100,000,000
	資産・負債一覧からの算定額	0	
		0	
		0	
地元還元施設に係る費用		333,333,333	333,333,333
	減価償却費	0	
		0	
		0	
地元還元施設に係る収益		0	0
		0	
		0	
取付道路に係る費用		200,000,000	200,000,000
	減価償却費	0	
		0	
		0	
取付道路に係る収益		0	0
		0	
		0	

1. 一般廃棄物会計基準とは

～資産・負債一覧～

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したものの。
- 当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。
- 別紙1では、事業用資産の詳細内訳を示す。
- 別紙2では、負債の詳細内訳を示す。

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

(2007年3月31日)

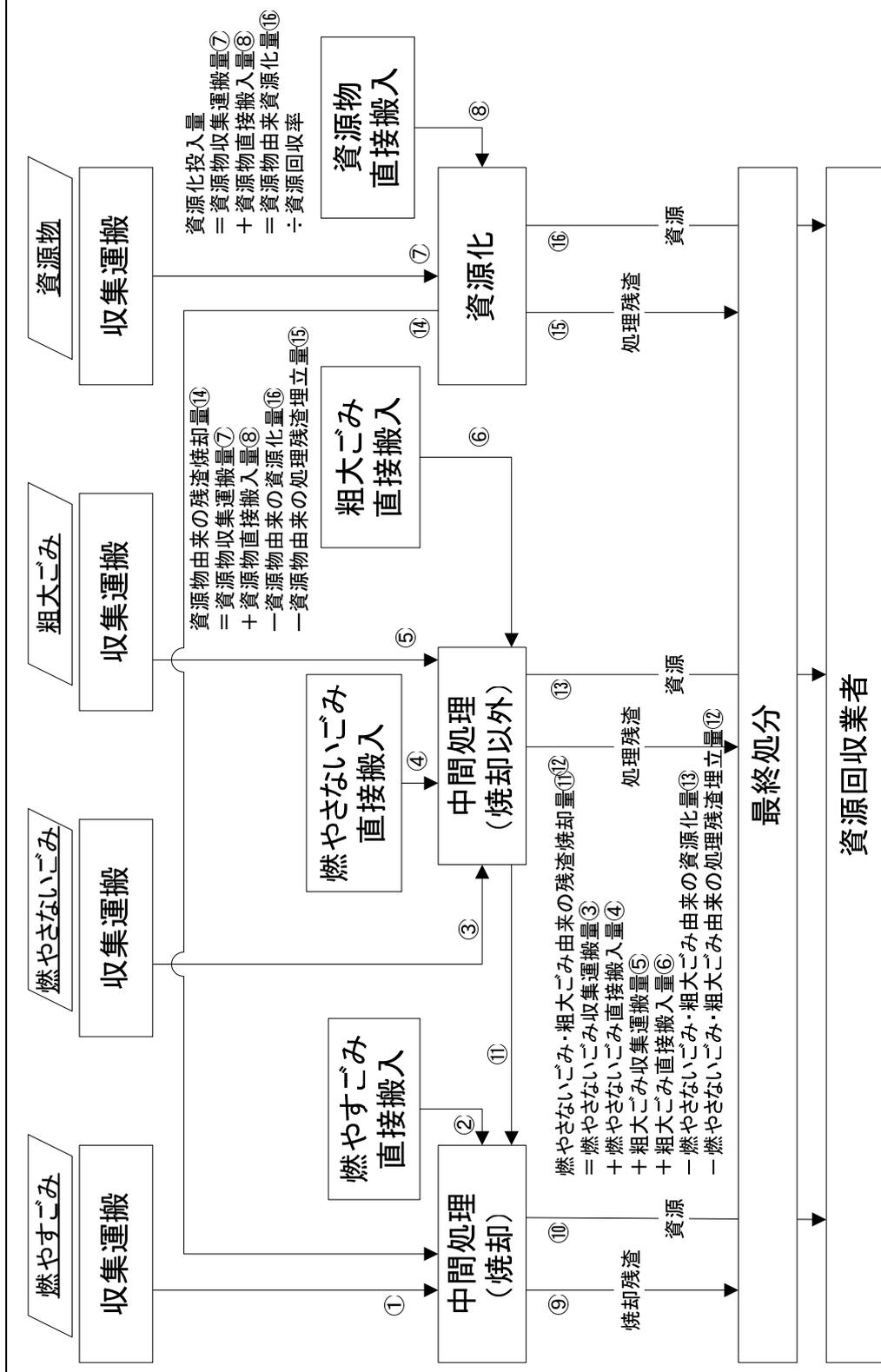
科目	金額			
(資産の部)				
1 金融資産				0
資金		000,000		
金融資産(資金を除く)		0		
債権			0	
未収金	000,000			
貸付金	000,000			
その他の債権	000,000			
有価証券		000,000		
投資等			0	
出資金	000,000			
その他の投資	000,000			
貸倒引当金		-000,000		
2 非金融資産				841,342,255
事業用資産			841,342,255	
有形固定資産		835,342,255		
収集運搬部門	94,776,972			
中間処理部門	2,005,000,000			
最終処分部門	200,530,000			
資源化部門	93,560,000			
管理部門	4,000,000			
減価償却累計額	1,562,524,717			
建設仮勘定	0			
無形固定資産			6,000,000	
ソフトウェア	3,000,000			
その他無形固定資産等	3,000,000			
繰延資産			000,000	
資産合計				841,342,255

科目	金額	
(負債の部)		
1 流動負債		0
地方債(短期)	0	
短期借入金	0	
2 非流動負債		317,152,458
地方債(長期)	158,576,229	
長期借入金	158,576,229	
負債合計		317,152,458

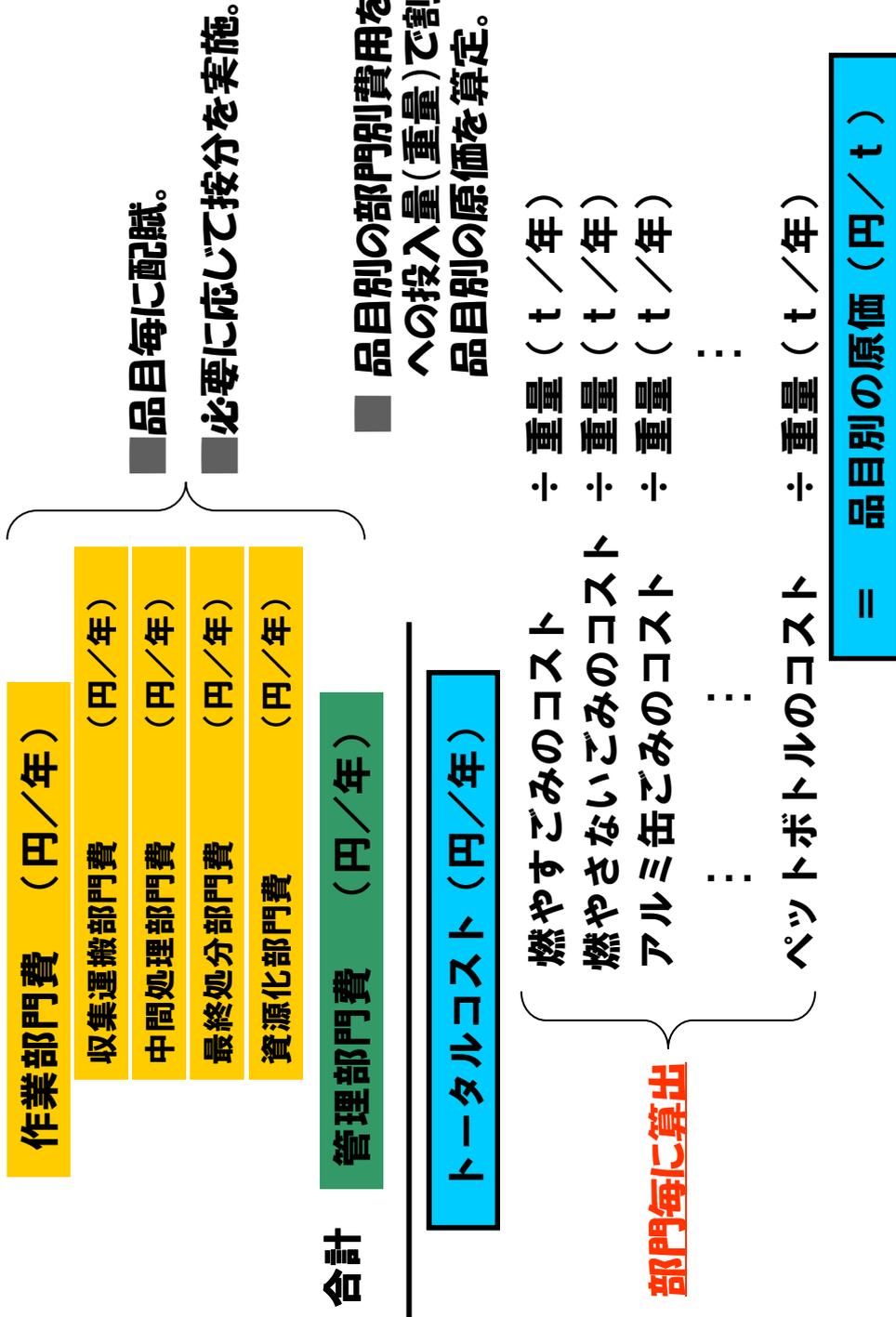
注記

項目	内容	金額	想定耐用年数または引当等年数
施設解体引当金		300,000,000	10
最終処分場閉鎖後維持管理引当金		3,000,000,000	30
地元還元施設に係る資産		5,000,000,000	15
地元還元施設に係る負債		4,000,000,000	
取付道路に係る資産		10,000,000,000	50
取付道路に係る負債		0	

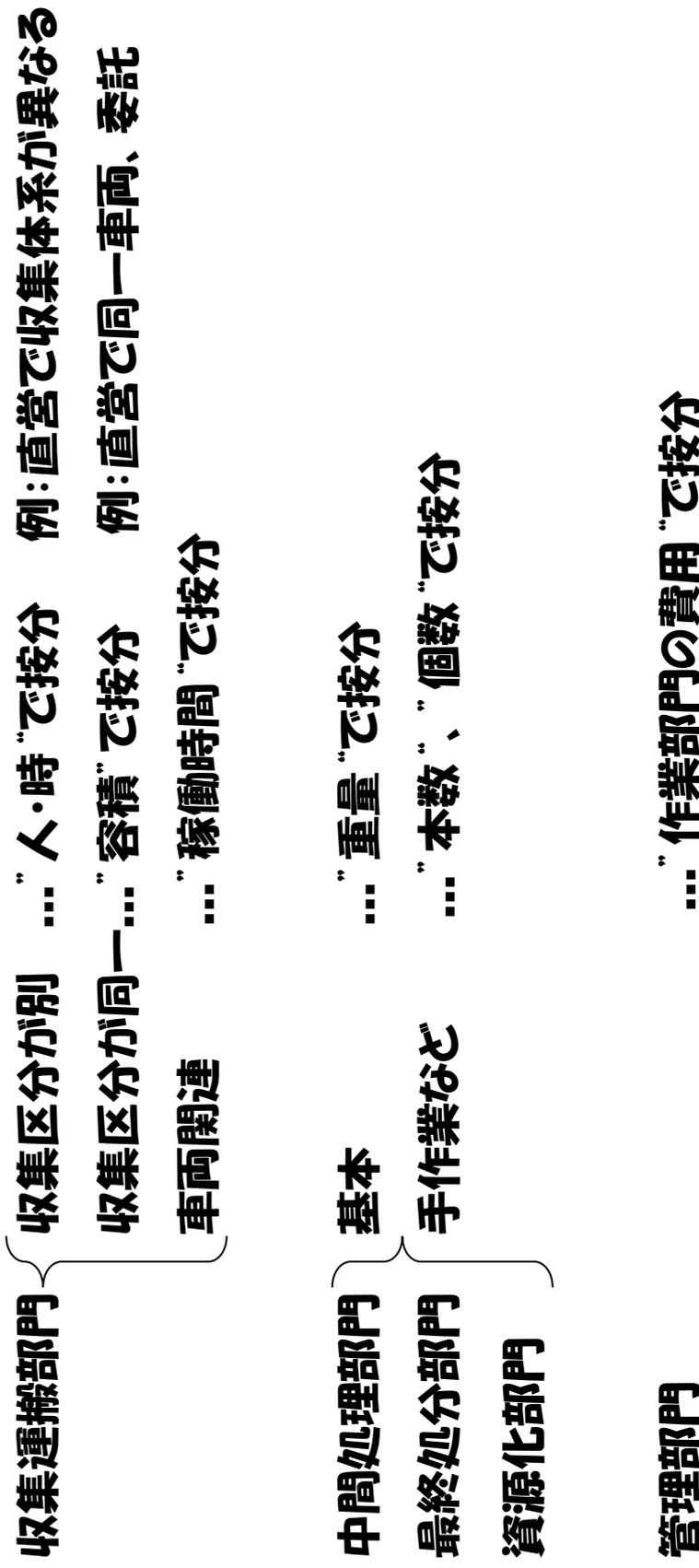
2. 一般廃棄物会計基準の考え方 ～対象とする一般廃棄物処理システムの範囲～



2. 一般廃棄物会計の考え方 ～原価の定義～

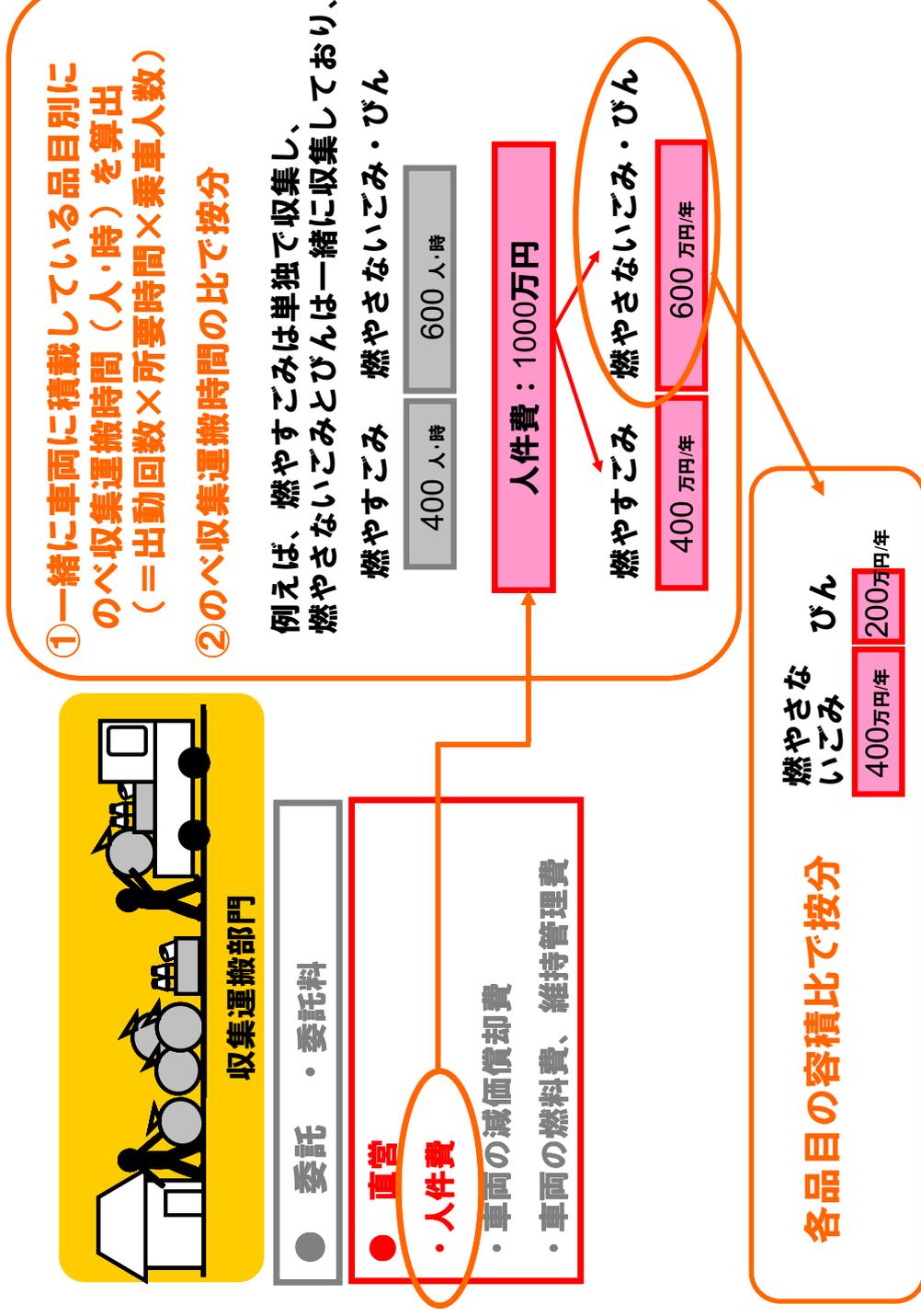


2. 一般廃棄物会計の考え方 ～費用の品目別按分のポイント～

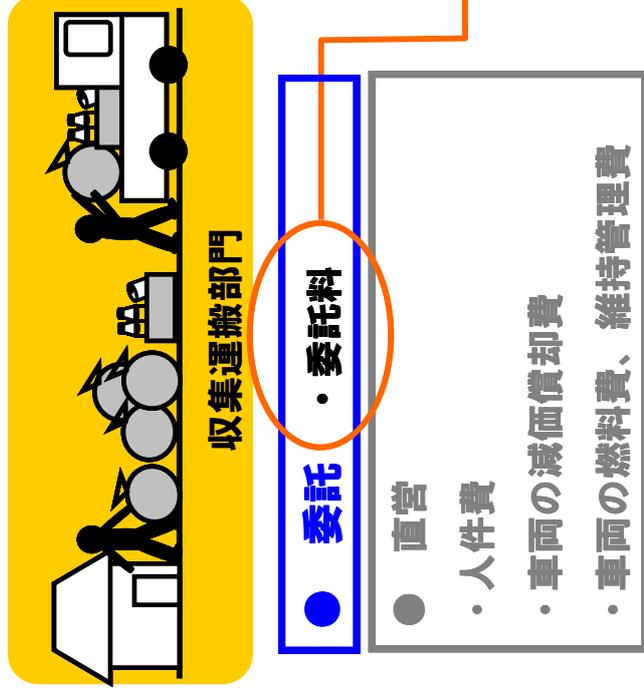


→「**支援ツール**」を活用すれば、**自動計算**

2. 一般廃棄物会計の考え方 ～収集運搬部門 人件費の按分ルール～



2. 一般廃棄物会計の考え方 ～収集運搬部門 物件費(委託料)の按分ルール～



① 品目毎の容積 (重量×比重) を算出

② 容積比で按分

例えば、燃やすごみと燃やさないごみ、びんを合わせて委託しており、

燃やすごみ	燃やさないごみ	びん
600m ³	400m ³	200m ³

委託料：1200万円

燃やすごみ	燃やさないごみ	びん
600万円	400万円	200万円

※ 各廃棄物及び資源の比重には、以下の調査データを活用する。

- ・ リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査(H16年度) 環境省
- ・ 都市ごみの総合管理を支援する評価計算システムの開発に関する研究(1998年) 北海道大学大学院工学研究科

2. 一般廃棄物会計の考え方 ～収集運搬部門 車両に係る物件費の按分～



● 委託 ・ 委託料

● 直営

・ 人件費

・ 車両に係る物件費

①一緒に車両に積載している品目別に
収集運搬時間を算出
(= 出動回数 × 所要時間)

②収集運搬時間の比で按分

例えば、燃やすごみは単独で収集し、
燃やさないごみとびんは一緒に収集しており、

燃やすごみ 燃やさないごみ・びん

400 時間/年

600 時間/年

車両に係る物件費：1000万円

燃やすごみ

400 万円/年

燃やさないごみ・びん

600 万円/年

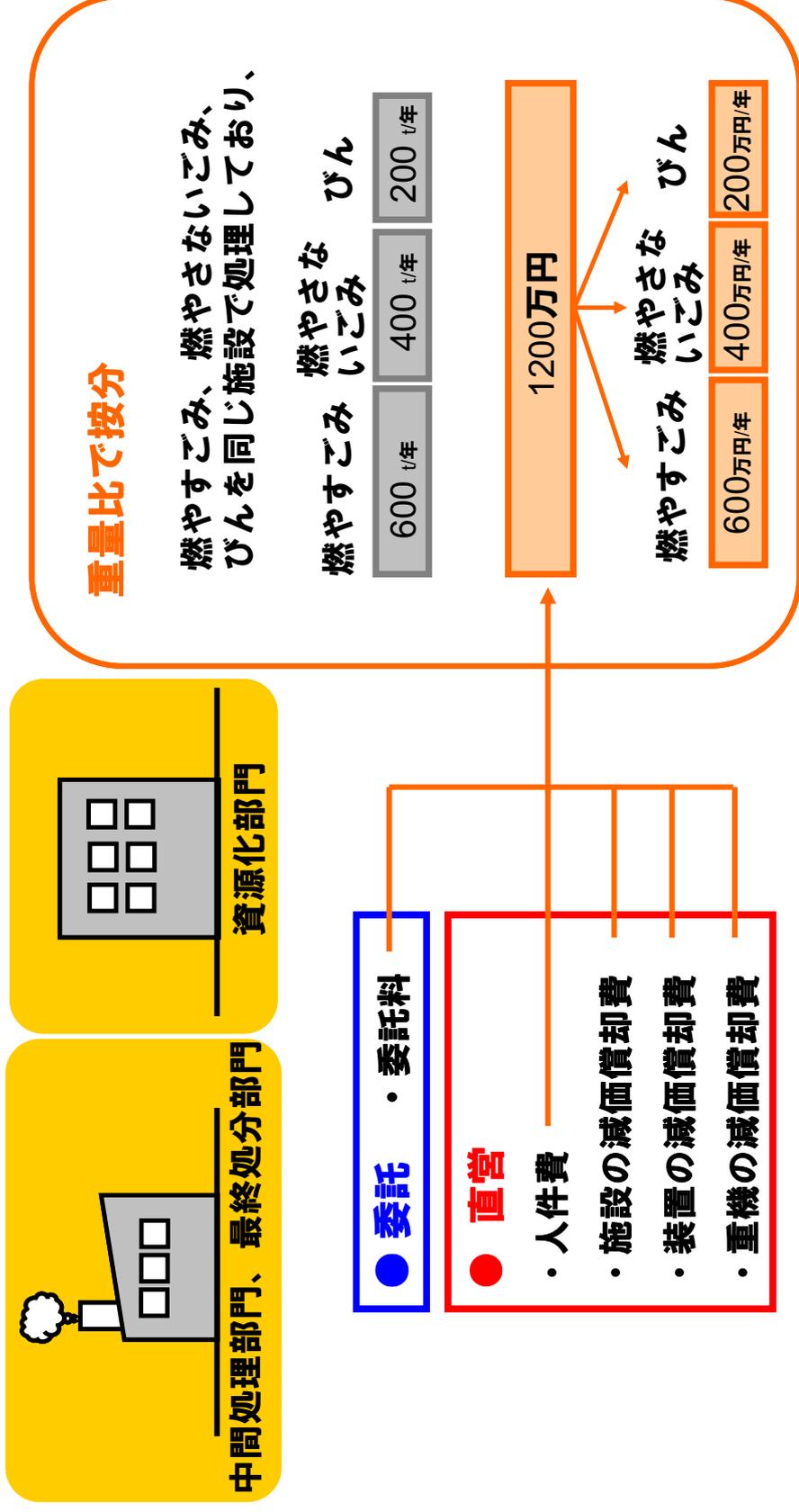
各品目の容積比で按分

燃やさないごみ びん

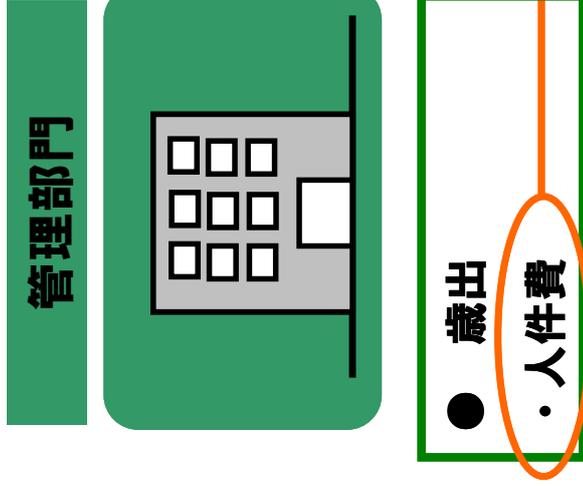
400万円/年

200万円/年

2. 一般廃棄物会計の考え方 ～中間処理部門、最終処分部門、資源化部門の按分ルール～

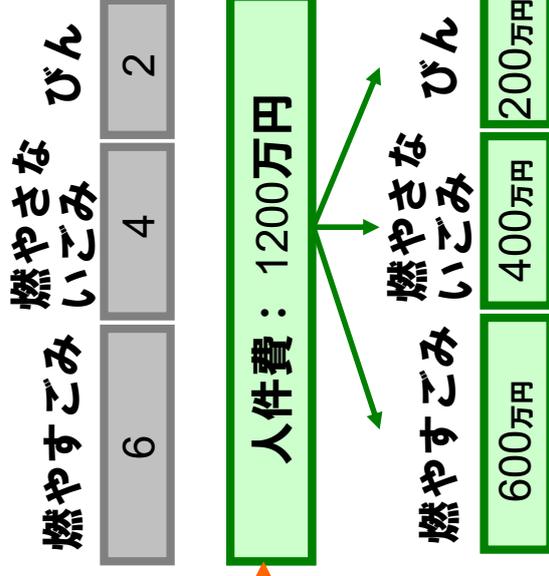


2. 一般廃棄物会計の考え方 ～管理部門費の按分ルール～



品目毎の按分により算出した「作業部門費」の比率を用いて按分

例えば、品目毎の「作業部門費」の比率が以下の場合、



3. 一般廃棄物会計の実務 ～必要な情報～

- 原価計算書
 - 廃棄物・資源物などの量
収集運搬量、中間処理量、最終処分量、資源化量
※廃棄物・資源物の種類ごとの量
 - 物件費、人件費、その他の経費
収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、資源化部門ごとの額
 - その他一般廃棄物処理事業に関連し原価計算に必要な事項
収集頻度、一括収集品目、契約別委託状況、施設等整備費、減価償却期間など
- 行政コスト計算書
 - 原価計算書の作成に必要な各種経費
 - 広報・普及啓発等に係る費用など処理に直接的には資することのない費用
 - 指定袋販売収入、資源物売却収入などの収入
- 資産・負債一覧
 - 施設、車両などの事業用資産の内容（取得価額、仕様、取得年次、耐用年数、残存価額
 - 地方債などの負債の内容（前年度末残高、当該年度増加・減少額など）

3. 一般廃棄物会計の実務 ～収集運搬部門における対象費目の例～

部門	費目		説明	内容
	大項目	小項目		
収集運搬部門	人件費	—	収集運搬部門の作業人員の人件費。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費
		委託料もしくは組合負担金	収集運搬業務の委託料もしくは組合負担金。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・組合負担金
	物件費	車両に係る物件費	収集運搬業務に使用する車両に係る物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(自動車損害保険料等)
		施設に係る物件費	収集運搬業務に係る施設(車両以外の施設であって中継運搬施設、積替保管施設等。)の物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。容器包装のストックヤードは資源化部門の施設に分類する。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(需用費、火災保険料等)
		車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費	物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」「車両に係る物件費」「施設に係る物件費」以外の物件費で、特定の一般廃棄物種類に係る物件費。例えば、ガラス防し用ネット、びん・缶分別用のコンテナ等に係る物件費が挙げられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費
		その他の共通的物件費	収集運搬部門における物件費のうち上記以外の物件費。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費
	経費	特定の一般廃棄物種類等の施設に係る経費	収集運搬部門における特定の施設に係る経費。例えば、燃やすごみについて、中継基地を設けて広域的な焼却施設に運搬している場合、中継基地の経費が該当する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費
		一般廃棄物種類全般に係る経費	収集運搬部門における一般廃棄物種類全般に係る経費。	<ul style="list-style-type: none"> ・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費

※基準9ページの一部

3. 一般廃棄物会計の実務 ～管理部門における対象費目の例～

部門	費目		説明	内容
	大項目	小項目		
管理部門	人件費	—	管理部門の職員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費
	物件費	—	管理部門における物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費
	経費	—	管理部門における経費。指定袋や有料化シールの販売に係る費用はここに計上する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入 ・その他の経費
			ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 一般廃棄物排出事業者に対する指導・監督に係る費用 広報・普及啓発に係る費用 リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用 不法投棄防止対策に係る費用 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用	
その他	その他費用	—		

※基準13ページの一部

3. 一般廃棄物会計の実務 ～一般廃棄物会計の試行実態(1)～

昨年度、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成を試行した自治体等(24件)に対して、その作成体制や財務書類作成過程で苦労した点を尋ねた。

＜体制＞

■作成主体

- ・ 廃棄物政策課職員、清掃業務の調査計画に関する主担当者、環境対策課の課長、環境課の係、一般廃棄物実態調査作成担当者、廃棄物対策課 等

■作成に係わった人数

- ・ 1人：10件／2人：8件／3人：5件／4人：1件

■財務局との協力の必要性

- ・ 必要であった：12件（職員の退職金想定額、起債／起債状況の確認等／人件費の記入／他の部局に問い合わせなければわからないことがあったから／起債（償還金、現在高）資料、人件費資料／決算状況及び起債状況の確認等／負債関係の数値把握／職員の人件費は人事課で把握しているため
- ・ 必要はなかった：10件

3. 一般廃棄物会計の実務 ～一般廃棄物会計の試行実態(2)～

＜財務書類作成過程で苦労した点＞

- 一般廃棄物会計基準に係る事項
 - 必要なデータの入手が難しかった。
 - 企業会計色が強く、用語等の理解が難しい。
 - 現場の実態と調査内容がそぐわない点があった。
 - 廃棄物（資源物）の分類が多く、実施主体をどう分けるのかが難しかった。
 - 自らの収集・処理システムがこの基準で想定しているシステムと適合しない部分があり、按分にあたって工夫が必要であった。
- 過去に作成した財務書類との関連性等に係る事項
 - 一般廃棄物処理実態調査との整合性。

3. 一般廃棄物会計の実務 ～一般廃棄物会計の試行実態(3)～

＜財務書類の活用方法＞

- 説明資料としての活用
 - ・ 市民へのごみ処理費用の説明資料としての活用。
 - ・ 廃棄物行政に関する新施策導入時の検討材料や住民に対する説明材料のひとつとして活用したい。
- 他の自治体との比較
 - ・ より効率的なごみ処理体制を考えるための他の自治体との財務書類の比較。
 - ・ 類似の他施設との比較により、経費節減等業務の効率運営の参考としていきたい。
 - ・ 他の自治体との比較により、自らのごみ収集・処理形態を見直す検討資料としたい。
- 内部管理ツールとしての活用
 - ・ 事業体制の見直し。
 - ・ ごみの経費削減の取り組みに際し、財務書類から検討課題を取り上げていきたい。
 - ・ 現場作業員がコスト意識を持てるように、自ら実施する業務を廃棄物会計で示し、直視することで作業実態を認識するための指標としたい。その後、コスト削減するための現場の生きた意見を聞き、事業に取り入れる。

3. 一般廃棄物会計の実務 ～ある自治体での活用事例(1)～

<利用経緯>

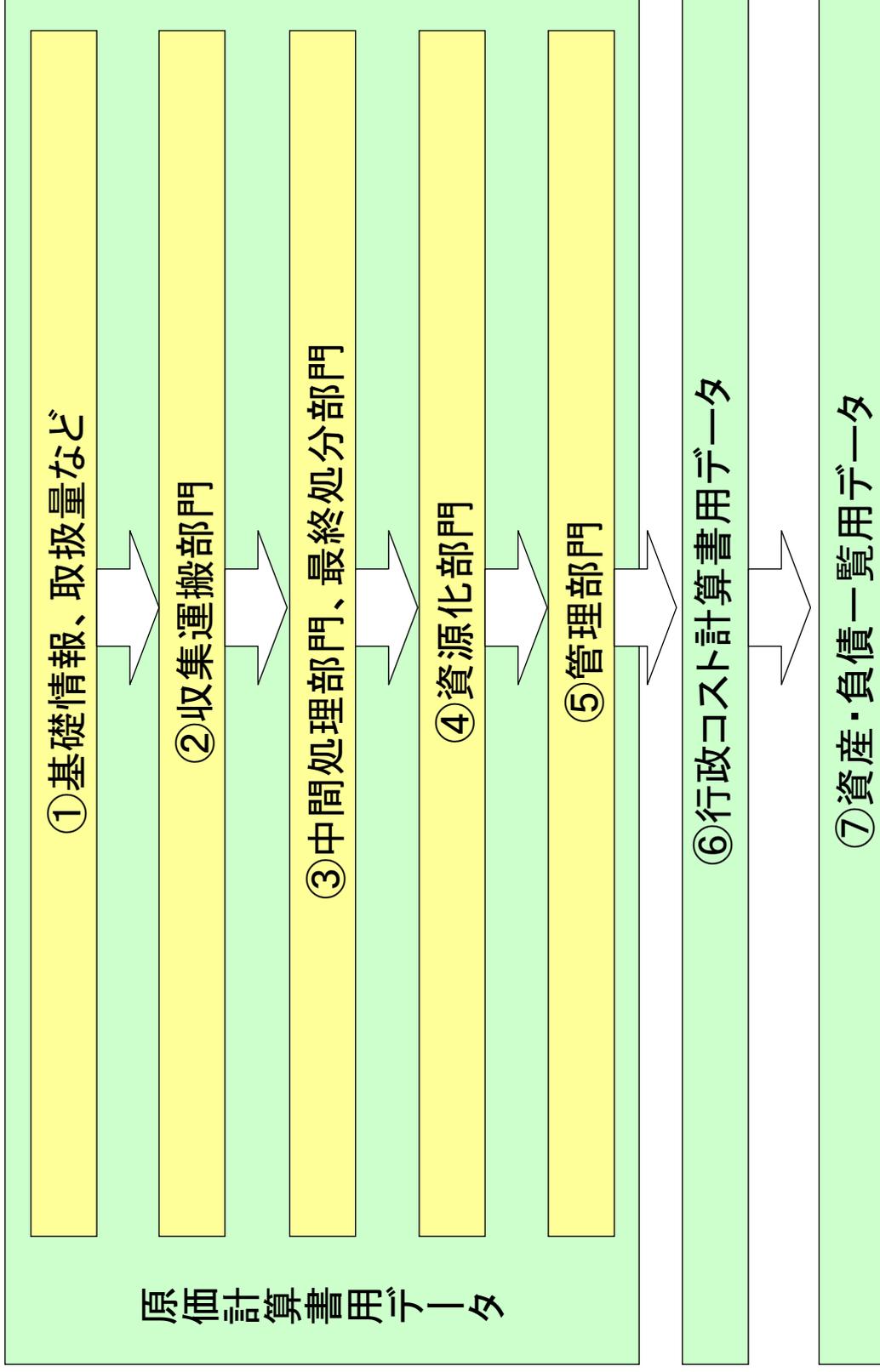
- 廃棄物減量等推進審議会にて、家庭ごみ処理の排出者負担のあり方を検討し、「ごみ指定袋実費負担制度」から「家庭ごみ有料化制度」へ変更することに。
- 家庭ごみ処理手数料の設定にあたって、現状のごみ処理コストの把握が必要に。
- その際、これまで利用してきた全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引き」は策定年度が古いこと、廃棄物種類別の算定がでないこと等から、環境省「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理コストを算定することを決定。

3. 一般廃棄物会計の実務 ～ある自治体での活用事例(2)～

＜利用実態＞

- 「一般廃棄物処理基準」に基づき処理コストを計算し、有料化手数料設定の根拠とするために、説明資料を作成した。
- 「廃棄物処理事業原価計算の手引き」から「一般廃棄物処理基準」へ手法を変更したため、2つの手法の比較表を作成した。
- ごみ処理原価の算定に当たって部門別に「ごみ処理原価参入経費」を一覧表として整理した。

4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成 ～支援ツールによるデータ入力フロー～



4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成 ～支援ツールの構成～

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイルはMicrosoft Office Excel®により作成されており、表のような構成になっています。

表 作成支援ツールの構成

機能	ファイル名	内容
データ 入力	1～4.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、基礎的なデータを入力するためのファイル
	5.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、収集運搬部門に関するデータを入力するためのファイル
	6.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、中間処理部門、及び、最終処分部門に関するデータを入力するためのファイル
	7.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、資源化部門に関するデータを入力するためのファイル
	8～11.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、管理部門等に関するデータを入力するためのファイル
	行政コスト計算書.xls	行政コスト計算書作成に必要なデータを入力するためのファイル
	資産・負債一覧.xls	資産・負債一覧作成に必要なデータを入力するためのファイル
	基礎データ.xls	各財務書類を作成するための、各種計算を実行するファイル (入力、出力には直接必要ありませんが、各種データの入力・修正に応じて財務書類の内容を更新する際に必要です)
書類出力	出力ファイル.xls	各財務書類を出力するためのファイル

※Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成 ～支援ツールの入力画面の概要～

データや情報を入力すべ
きセル（黄色）、該当事
項に「1」を入力するセ
ル（みどり）、書き換え
不可のセル（オレンジ）
など、色分けされていま
す。

「1～4. 原価計算.xls」

3 収集運搬量・直接搬入量・集団
回収量及び中間処理・最終処
分・資源化投入量

(1) 収集運搬量・直接搬入量・集
団回収量

(1) 家庭系

廃棄物種類	(1) 家庭系			
	直営による 収集運搬量	委託業者もしくは 一部事務組合 による収集運搬量	一部事務組合 全体の収集運 搬量の場合	持込による受入量 (直接搬入量)
①燃やすごみ	t/年	t/年		t/年
②燃やさないごみ	t/年	t/年		t/年
③粗大ごみ	t/年	t/年		t/年
④アルミ缶	t/年	t/年		t/年
⑤スチール缶	t/年	t/年		t/年
⑥無色のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑦茶色のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑧その他のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑨リターナブルびん	t/年	t/年		t/年
⑩ペットボトル	t/年	t/年		t/年
⑪白色トレイ	t/年	t/年		t/年
⑫プラスチック製容器包装	t/年	t/年		t/年
⑬紙製容器包装	t/年	t/年		t/年
⑭紙パック	t/年	t/年		t/年
⑮段ボール	t/年	t/年		t/年
⑯古紙	t/年	t/年		t/年
⑰古布	t/年	t/年		t/年
⑱生ごみ	t/年	t/年		t/年
⑲その他資源	t/年	t/年		t/年
⑳その他のごみ	t/年	t/年		t/年

(黄色)

(黄色)

(みどり)

(黄色)

5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

＜自治体同士の意見交換＞

- 試行事業に参画した自治体から、現行の公会計で使用している費用項目と一般廃棄物会計の入力データとの対応関係や処理施設等の減価償却の考え方等について、他の導入自治体と意見交換をしたいとの要望が多数寄せられた。
- 「一般廃棄物会計基準」そのものは基本的フレームを提示するもので、自治体が実際に一般廃棄物会計を行う際に、基準の解釈等で悩んでいる点や自治体間で解釈を統一しておくべき点について意見交換し、その知見を自治体間で共有化していくことが望まれる。

5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

＜データ抽出・加工に関する標準的手法の整備＞

- 自治体が「一般廃棄物会計基準」に基づき財務書類を作成するには、公会計に基づく予算・決算書類等から必要なデータを抽出したり、抽出したデータを加工することが必要となる。
- 一般廃棄物会計の普及促進にあたっては、この抽出・加工に係る手間を少なくする必要があるため、自治体同士の意見交換を通じて、予算・決算書類等からのデータ抽出・加工に関する標準的手法等を検討・整備しておくことが望まれる。
- これにより、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を作成した担当者が異動した際にも、後任の担当者が財務書類を問題なく作成できる体制が構築され、経年的に財務書類を作成することが可能となる。

5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

＜財務書類の活用方法の検討＞

- 一般廃棄物会計の普及促進を阻害する要因の一つとして、手間暇かけて財務書類を作成しても財務書類をどう解釈すればよいか、作成した結果どのようなメリットがあるのか等に関して理解が進んでいないことがあげられる。
- 環境省や都道府県が全国の先進的な自治体の導入事例を収集し、情報を提供していくことも考えられるが、現時点では、財務書類を一般廃棄物処理システムの検討等に活用した自治体は少ないと推察されるため、当面は、試行自治体等を中心に、一般廃棄物会計基準に基づき作成した財務書類の具体的活用方法を検討していくことが望まれる。

基準等に関する質問受付窓口のご案内

■現在、環境省にて、一般廃棄物会計基準、支援ツール、支援ツールマニュアルに関するご質問を以下にて受け付けております（平成21年2月28日まで）。

- インターネット上の「ご質問受付フォーム」による受付
環境省ホームページ「一般廃棄物会計基準」
(http://www.env.go.jp/recycle/waste/fool_gwd3r/ac/index.html) の「●一般廃棄物会計基準等に関するご質問の受付について」から「ご質問受付フォーム」へアクセスしてください。

※ご質問受付フォームからの送信が困難な場合、以下の方法でも受け付けております（詳細は、上述のホームページをご参照ください）。

- 電子メール
- FAX
- 電話